

平成19年度全国学力・学習状況調査 公表・提供資料及び個人票について

<1. 公表及び提供資料について>

- 公表資料については、文部科学省ホームページへの掲載などにより公開
- 提供資料については、委託業者より、都道府県教育委員会、市町村教育委員会等、学校に対し、調査結果を暗号化して格納したCD-ROMを送付
- 具体的には、平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、以下のものを公表・提供することを予定

①公表資料

- a. 参加概況(国全体／各都道府県)
→調査への学校・児童生徒の参加状況、各教科区分別の平均正答数等を記載
- b. 各教科区分別(小・中それぞれの国語、算数・数学の知識と活用について；計8種類)の調査結果概況
→全国(国・公・私含めた全体とそれぞれ)、地域規模別(公立)、各都道府県別(公立)の結果について、平均正答数、標準偏差、正答数分布グラフ等を記載
- c. 各教科区分別の設問別調査結果・解答類型別調査結果
→各設問別・類型別の全国(国・公・私)、各設問別の各都道府県の正答率等を記載
- d. 児童生徒質問紙の回答状況
→全国(国・公・私含めた全体とそれぞれ)、地域規模別(公立)、各都道府県別(公立)の結果について回答状況等を記載
- e. 学校質問紙の回答状況
→全国(国・公・私含めた全体とそれぞれ)、地域規模別(公立)の状況等を記載
- f. 各教科区分別の調査結果と質問紙調査の結果のクロス分析結果

②都道府県教育委員会に提供する資料

- a. 各教科区分別の解答類型別調査結果
- b. 域内各市町村教育委員会の参加概況等
- c. 各教科区分別の調査結果と質問紙調査の結果のクロス集計表
- d. 域内の市町村教育委員会の③に掲げる資料のうち、a. ～e.

③市町村教育委員会に提供する資料

- a. 各教科区分別の調査結果概況
- b. 各教科区分別の設問別調査結果・解答類型別調査結果
- c. 質問紙調査の回答状況
- d. 設置管理する学校の参加概況等
- e. 各教科区分別の調査結果と児童生徒質問紙調査の結果のクロス集計表
- f. 設置管理する学校の④に掲げる資料のうち、a. ～c.

④学校(国立・公立・私立)に提供する資料

- a. 各教科区分別の調査結果概況
- b. 各教科区分別の設問別調査結果・解答類型別調査結果
- c. 各児童生徒の各教科の調査・児童生徒質問紙への解答(回答)状況
- d. 個人票コードと児童氏名の照合表(小学校のみ)

< 2. 児童生徒への個人票の返却について >

①個人票の様式

- ・ 各教科区分別それぞれについて記載
- ・ 個人情報保護の観点から氏名ではなく番号を記載して返却し、学校において氏名欄に名前を記入

②共通して記載する内容

- ・ 各設問についての全国の平均正答率
- ・ それぞれの冊子について、全国の児童生徒の合計正答数の分布グラフを記載
- ・ 冊子や各問について、出題のねらい等について記載

③児童生徒に応じて異なる内容

- ・ 各設問についての正答状況（正答・誤答・無回答）
- ・ それぞれの冊子について、各児童生徒の合計正答数を記載

【参考】平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領(抄)

7. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の示し方

調査結果については、小学校及び中学校のそれぞれについて、以下の事項等を示すこととする。

ア 教科に関する調査の結果について、国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答値、中央値、最頻値、標準偏差等

イ 都道府県・市町村・学校・児童生徒の学力に関する分布の形状等が分かるグラフ

ウ 国語、算数・数学の問題ごとの正答率

エ 児童生徒及び学校に対する質問紙調査の結果について、

(ア) 学習意欲や学習方法等に関する結果

(イ) 児童生徒の学習環境や生活の諸側面等と学力との相関関係の分析

(ウ) 学校における教育条件の整備状況等と学力との相関関係の分析

(2) 調査結果の公表

文部科学省は、以下のア～ウについて、(1)に掲げる調査結果の分析データを公表する。

ア 国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況

イ 都道府県ごとの公立学校全体の状況

ウ 地域の規模等に応じたまとまり（大都市（政令指定都市及び東京23区）、中核市、その他の市、町村、または、へき地）における公立学校全体の状況

(3) 調査結果の提供

調査結果については、各教育委員会、学校等に対して、(2)に示す文部科学省が公表する内容に加えて、以下の調査結果を提供し、その内容は別紙5のとおりとする。

ア 文部科学省は、参加主体に対して、以下の調査結果を提供すること。

(ア) 都道府県教育委員会に対しては、その設置管理する各学校に関する調査結果

(イ) 市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体及びその設置管理する各学校に関する調査結果

(ウ) 学校法人に対しては、その設置管理する各学校に関する調査結果

(エ) 国立大学法人に対しては、その設置管理する各学校に関する調査結果

イ 各学校に関する調査結果は、当該学校全体、各学級及び各児童生徒に関するものとする。学校は、各児童生徒に対して、当該児童生徒にかかる調査結果を提供すること。

ウ 文部科学省は、都道府県教育委員会に対して、当該都道府県における公立学校全体、域内の各市町村における公立学校全体及び各市町村が設置する各学校に関する調査結果を提供すること。